

## 国・地域 (根拠法)

## 銀行/信用機関の定義

### アメリカ (銀行持株会社法)

- 銀行 (bank) とは、以下のいずれかをいう。
  - 預金保険加入銀行 (国法銀行、連邦準備制度に加入する州法銀行等)
  - 第三者への**支払のために引き出せる預金の受入れ**及び**商業貸付**を行う組織

### EU (資本要件規則; CRR)

- 信用機関 (credit institution) とは、
  - **預金**又はその他の払戻可能な資金を公衆から受け入れ、かつ、自己勘定での**信用供与**を行う事業者

### イギリス (金融サービス 市場法)

- 銀行 (bank) とは、
  - **預金受入れ**業務につき許可を得た、CRRにおける信用機関

### フランス (通貨金融法典)

- 信用機関 (credit institution) とは、
  - **返済可能な資金**を公衆から受け入れ、かつ、自己勘定での**信用供与**を行う法人
- ※ ノンバンクの最低資本金は銀行より低い

### ドイツ (信用制度法)

- 信用機関 (credit institution) とは、
  - 銀行業務 (**預金業務**、担保付債券業務、**信用業務**、手形・小切手の割引業務、第三者のために信用機関自体の名義で金融商品の売買を行う業務、カストディ業務、満期前ローン獲得業務、信用保証業務、小切手・手形の取立業務、トラベラーズチェック発行業務、証券引受業務、有価証券取引における中央清算業務) を商業的に行う事業者
- ※ 信用機関の大半がユニバーサルバンク